

慶弔規程

(目的)

第1条 本規程は、組合が下記条項に定める慶弔並に見舞に関して、組合としてのその意を表するため贈呈する金額の基準を定める。

(御祝金)

第2条 お祝金を贈呈する基準は下記のとおりとする。

1. 結婚祝金
 - 1) 組合員本人が結婚の場合 20,000 円
 - 2) 組合員の事業後継者が結婚の場合 20,000 円
2. 組合員の祝賀行事（本社社屋落成、記念行事等）に組合を代表し出席の場合 10,000 円
3. 組合推薦により組合員が叙勲、褒章及び東京都知事賞を受賞した場合 30,000 円
4. 組合を代表して関係団体の祝賀行事に出席した場合 20,000 円

(弔慰金)

第3条 死亡に際しての弔慰金の基準は下記のとおりとする。

1. 組合員及びその配偶者が死亡した場合 20,000 円
2. 組合員の事業後継者、並びに父母、祖父母が死亡した場合 20,000 円

(見舞金)

第4条 見舞金の基準は下記のとおりとする。

1. 組合員企業の火災、水害等 20,000 円
2. 組合員自宅の火災、水害等 20,000 円
3. 組合員及びその配偶者で1ヵ月以上長期の入院又は療養を必要とする病気の場合 20,000 円

(その他)

第5条 その他特に必要と認める場合または、この基準により難しい場合においては理事会の議決を経て贈呈することができる。

(弔事通知)

第6条 弔事通知の基準は下記のとおりとする。

1. 組合員並びにその配偶者が死亡した場合
2. 組合員の事業後継者並びにその父母、祖父母が死亡した場合

(通知の範囲)

第7条 弔事に関する通知の範囲は原則として全組合員とする。

2. 告別式当日までに通知不能の場合を予想せられるときは理事長が通知の方法、範囲を決定する。

第8条 本規程に基づいて金品を受領した者は、その返礼を行わないものとする。

第9条 本規程の改廃は、総務委員会の議決を経て理事会に於いて承認を得られなければならない。